○飯綱町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成25年８月29日告示第65号

飯綱町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

飯綱町重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年飯綱町告示第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付をすることにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため、障害者等日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　障害者　障害者総合支援法第４条第１項に規定する障害者をいう。

（２）　障害児　障害者総合支援法第４条第２項に規定する障害児をいう。

（用具の種目及び給付の対象者）

第３条　給付の対象となる用具の種目は、別表第１及び別表第２のとおりとする。ただし、介護保険法（平成９年法律第123号）により、給付の対象となる用具の支給を受けられる障害者等は、対象から除くものとする。

２　用具の給付対象となる者は、町内に居住する住民基本台帳に記載されている障害者等（障害者総合支援法第19条第３項の規定により町外の特定施設に入所している状態を含む。）であって別表第１及び別表第２の対象者欄に掲げるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、町長が特に認めるときは、給付の対象とすることができる。

（給付の申請）

第４条　この事業の給付を受けようとする者又は保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、業者の見積書を添付しなければならない。この場合において、障害者総合支援法第４条第１項の政令で定める疾病により用具を申請する者（以下「難病患者等」という。）にあっては、診断書（様式第２号）を併せて添付しなければならない。

３　居宅生活動作補助用具（住宅改修）の申請者は、前項に定める申請書に工事図面と工事見積書

を添付するものとする。

４　第１項の申請書を受理したときは、日常生活用具給付等に係わる調査書（様式第３号）、日常生活用具給付について（様式第４号）を作成するものとする。

（給付の決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、用具の給付等の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により、給付等の決定をしたときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第５号）により申請者へ通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第６号。以下「給付券」という。）を申請者へ交付するものとする。

３　第１項の規定により、給付等をしないと決定した場合は、却下決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付）

第６条　町長は、用具の給付等を当該用具の製作若しくは販売する業者に日常生活用具給付委託通知書（様式第８号）により委託して行うものとする。

２　用具の給付決定を受けた申請者は、用具納入委託業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第７条　用具の給付を受けた者の費用負担は、次のとおりとする。

（１）　生活保護世帯は、無料とする。

（２）　町民税非課税世帯は、用具に要する費用の５％負担とし、小数点以下は切捨てとする。

（３）　町民税課税世帯は、用具に要する費用の10％負担とし、小数点以下は切捨てとする。

２　用具の給付を受けた者は、その用具に係る委託費用のうち前項（２）（３）の額又は上限額を負担するものとし、業者へ直接支払わなければならない。

３　前項における上限額の基準は、別表第３のとおりとし、障害者総合支援法第76条第１項を適用する。

４　別表第１及び別表第２に定める給付種目の基準額を超える金額は、申請者が業者に直接支払うものとする。

（業者への支払）

第８条　町長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条に規定する利用者負担額を差し引いた金額を支払うものとする。

（排せつ管理支援用具の特例）

第９条　町長は、障害者等の申請手続の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

（１）　２ヶ月ごとに給付券１枚を交付することができる。この場合、別表第１の基準額（月額）の範囲内で１か月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の２倍（２か月分）の額を給付券１枚に記載して交付するものとする。

（２）　給付券は、申請１回につき３枚（半年分）まで一括交付することができる。

（用具の管理）

第10条　用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないものとする。

２　町長は、前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第11条　町長は、用具の給付状況を明確にするため、日常生活用具一覧表（様式第９号）を整備するものとする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

（飯綱町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱及び飯綱町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止）

２　次に掲げる告示は、廃止する。

（１）　飯綱町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年飯綱町告示第31号）

（２）　飯綱町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年飯綱町告示第32号）

別表第１（第３条、第７条、第９条関係）

種目	障害及び程度	対象者		性能	対応年数	給付種目の基準額
		18歳未	18歳以			

			満	上			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）、寝たきりの状態にある難病患者等	○	○	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の障害者、障害児は２級以上、療育手帳Ａ１（常時介護を要する者に限る。）、寝たきりの状態にある難病患者等	○ ３歳以上	○	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の障害児（者）（常時介護を要する者に限る。） 自力で排尿できない難病患者等	○ 学齢児以上	○	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）	○ ３歳以上	○	障害者等を担架に乗せたままリフト装置	５年	82,400円

		（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）			により入浴させるもの		
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）、寝たきりの状態にある難病患者等（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	○ 学齢児以上	○	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者） 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等	○ ３歳以上	○	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児	○ ３歳以上	―	原則として附属テーブルをつけるものとする。	５年	33,100円
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児、下肢又	○ 学齢児以上	○ 難病患者等に	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたも	８年	159,200円

		は体幹機能に障害のある難病患者等		限る	の		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する障害児（者）（１級から６級）入浴に介助を要する難病患者等	○ ３歳以上	○	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	90,000円
	浴槽（湯沸器含む）	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	浴槽は実用水量150リットル以上のもので、湯沸器は水温25℃上昇させた時毎分10リットル以上給湯できるもの	８年	91,000円
	浴槽	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	実用水量150リットル以上のもの	８年	58,300円
	湯沸器	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	水温25℃上昇させた時毎分10リットル以上給湯できる	８年	50,000円

					もの		
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（者）、常時介護を要する難病患者等	○ 学齢児以上	○	障害者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	4,450円 5,400円 便器に手すりを付けた場合
	Ｔ字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児（者）（１級から６級）	○ ３歳以上	○	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者が容易に使用し得るもの	３年	3,150円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児（者） （１級から６級） 下肢が不自由な難病患者等	○ ３歳以上	○	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア　障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性	８年	60,000円

					を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	パーソナルコンピューター	上肢機能２級以上又は言語・上肢機能の複合２級以上	○ 学齢児以上	○	文字を書くことが困難な者	４年	118,500円
	頭部保護帽	てんかん発作等により頻繁に転倒する、次のいずれかに該当する者 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害児(者)、知的障害児(者)、精神障害者	○	○	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	３年	36,750円
	特殊便器	上肢障害２級以上障害児（者）（上肢機能障害に限る）、自ら排	○ 学齢児以上	○	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替え	８年	151,200円

		便後の処理が困難な療育手帳Ａ１の者、上肢機能に障害のある難病患者等			に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で障害等級２級以上の障害児（者）、療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳２級以上の者	○	○	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500円
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で障害等級２級以上の障害児（者）、療育手帳Ａ１、精神保健福祉手帳２級以上の者、身体に障害のある難病患者等	○	○	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700円

	電磁調理器	視覚障害２級以上の障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）療育手帳Ａ、精神福祉保健手帳２級以上で自立生活に必要と認める者	―	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	―	○	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療護等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害３級以上の障害児（者）で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う者	○ ３歳以上	○	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上の障害児（者）又は同程	○ 学齢児以上	○	障害者等又は介護者が容易に使用し得る	５年	36,000円

		度の身体障害者であって必要と認められる者 呼吸器機能に障害のある難病患者等			もの 学齢児未満の場合は医師による意見書が必要		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上の障害児（者）又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者 呼吸器機能に障害のある難病患者等	○ 学齢児以上	○	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの 学齢児未満の場合は医師による意見書が必要	５年	56,400円
	酸素ボンベ運搬用具	医療保険における在宅酸素療法を行う者	―	○	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の障害児（者）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	○ 学齢児以上	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	○ 学齢児以上	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	18,000円
	盲人用血圧	視覚障害２級以	―	○	視覚障害者が	５年	15,000円

	計	上の障害者で継続して測定が必要と医師が認めた者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）			容易に使用し得るもの		
	パルスオキシメーター	呼吸機能障害３級以上及び心臓機能障害３級以上又は脳原性運動機能障害２級以上の障害児（者）、難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者若しくは生命維持のために常時装着が不可欠と医師が認めた者（医師の診断書必要）	○	○	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発生・発語に著しい障害を有する者（１級から６級）	○ 学齢児以上	○	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	５年	98,800円

	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の障害者	―	○	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年	383,500円
	点字器	視覚障害（児）者	○ 学齢児以上	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	７年	10,800円
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の障害児（者）（本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	○	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	63,100円
	盲人用電卓	視覚障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	52,000円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ(デジタル音声情報システム)方式による録音並びに当該方式	６年	録音再生機能 85,000円 再生専用機 35,000円

					により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の障害児（者）	○ 学齢児以上	○	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	115,000円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	○ 学齢児以上	○	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	８年	198,000円

	盲人用時計	視覚障害２級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	―	○	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円
	聴覚障害者用屋内信号機	聴覚障害２級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	○ 学齢児以上	○	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	５年	87,400円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	○ 学齢児以上	○	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	５年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	○	○	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕	６年	89,800円

					及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの		
	人工喉頭	喉頭摘出者等	○	○	障害者が容易に使用し得るもの	５年	72,300円
	点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	○	○	点字により作成された図書、年間６タイトル又は24巻を限度とする。		実費相当額
排せつ管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害のストマ造設者	○ ３歳以上	○	障害者等が容易に使用し得るもの		蓄便袋１月当たり 8,858円 蓄尿袋１月当たり 11,639円
	紙おむつ等	ア　ストマの著しい変形若しく	○ ３歳以	○	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・		紙オムツ１月当たり

		はストマ周辺の著しい皮膚びらんのため、ストマ用装具を装着できないため紙おむつが必要とするもの イ　二分脊椎による排尿、排便機能障害のある障害者で紙おむつ等の用具を必要とするもの ウ　脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で医師の意見書により紙おむつを必要とするもの	上		ガーゼ等衛生用具		12,000円
	収尿器	排尿機能障害者	○ 3歳以上	○	障害者が容易に使用し得るもの		1月当たり 8,800円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移	○ 学齢児以上	○	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う		200,000円

		動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級３級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			もの　１住宅につき１回限り		

別表第２（第３条、第７条関係）

障害者等に給付する用具　　（旧県単事業）

種目	対象者	給付種目の基準額	要件
座位保持用いす	療育手帳（Ａ１）、身体障害者手帳２級以上又は前記障害者と同等の者	45,000円	
立位保持用つくえ		30,000円	
移動介助用いす （屋内用、屋外用）		30,000円	
腰掛便器		30,000円	
洋式便器		30,000円	
排便補助器		30,000円	
簡易収尿器		30,000円	
頭部保持器		30,000円	
歩行器		30,000円	
浴槽（移動用）		30,000円	
食器固定装置		30,000円	
特殊食器		30,000円	

（皿、保温食器、スプーン等）			
介助用被服類		30,000円	
簡易訓練用器具類		30,000円	
簡易自助用具類		30,000円	
幼児用補聴器（両耳装用）	難聴のある児童	30,000円	３歳未満

別表第３（第７条関係）

世帯及び世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護世帯	０円
市町村民税非課税世帯	15,000円
市町村民税課税世帯	37,200円

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第４条関係）

様式第４号（第４条関係）

様式第５号（第５条関係）

様式第６号（第５条関係）

様式第７号（第５条関係）

様式第８号（第６条関係）

様式第９号（第11条関係）